

被表彰候補者推薦基準

《石川県知事表彰》

組合功労者

中小企業団体の振興、発展に貢献された者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ① 過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ② 協同組合等の役員(理事又は監事)として通算して満15年以上、組合運営の経歴を有する者。
※(現在、役員を退任されている方)
- ③ 原則として過去に中央会会長表彰を受けた者であること。
- ④ 過去に同種の表彰を受けていないこと。
- ⑤ 人格識見ともに卓越しており、組合員の信任が厚いこと。

《石川県中小企業団体中央会会長表彰》

組合功労者

組合制度の普及と組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の模範とするに足る者であって、次の各号に掲げる資格を備える者とする。

- ① 過去及び現在において法の定めに対する重大な違反がないこと。
- ② 協同組合等の役員(理事又は監事)として通算して満10年以上、組合運営の経歴を有する者。
※(現在、役員を退任されている方)
- ③ 過去に同種の表彰を受けていないこと。
- ④ 人格識見ともに卓越しており、組合員の信任が厚いこと。